

事業用資金に“マル経融資”をお役立て下さい!!

マル経融資制度(小規模事業者経営改善貸付)とは、国の融資制度で、竹原商工会議所が窓口となり、日本政策金融公庫から融資される制度です。お申込手続きは簡単で、多くの事業者の方々がご利用されています。仕入資金、給料他諸経費の支払、営業用車両の購入、設備の新增設など、ぜひご利用ください。

こんなお困りごと
ありませんか？

運転資金が
不安・・・。



設備を
買換えたい！

保証人がいない
担保がない

そんな小規模事業者の皆さま方を金融・経営両面から支援します。
少額でもご利用可能です。

<融資限度額> 2,000万円以内

※1,500万円を超える融資を希望される場合は、事業計画書の提出など、一定の条件があります。

<運転資金> 返済期間 7年以内

(据置期間 1年以内)

<設備資金> 返済期間 10年以内

(据置期間 2年以内)

<利率>

固定金利

1.21%

(令和2年11月20日現在)

ご利用を希望される方は、まず決算書を直近2期分ご持参ください。
当商工会議所の経営指導員が、利用方法についてご説明いたします。

(相談から融資決定までの流れ) ※審査会から融資決定まで約2週間程度かかります。



相
談

会
議
所
受
付

審
査
会



公
庫

借
入
手
続

- ・現在、マル経融資をご利用中の方でも、新たな資金繰り(借り換え)が可能です。
- ・ご融資に当たっては、決算書の内容・借入総額等により一部制約がございますので、詳細は面談の上、ご相談に応じます。なお、審査の結果、お申し込みのご希望に沿えない場合もございます。

融 資 の 対 象

従業員数：商業・サービス業 5人以下（※宿泊業・娯楽業を除く）
製造業・建設業ほか 20人以下（※宿泊業・娯楽業含む）
（役員・家族従業員・パート除く）

納税：所得税・法人税・事業税・市県民税等について、納期の到来
している税金を完納している。

業種：商工業者であり、日本政策金融公庫国民生活事業の対象業種の方。

営業年数：最低1年以上、同一商工会議所の地域内で営業している方。

経営指導：原則として、商工会議所の経営指導を6か月以上受けている方。



提 出 書 類（主なもの、これ以外にも書類が必要となる場合があります。）

個人事業主の方

- ☐ 直近2年間の青色申告決算書（白色の場合は収支内訳書）、確定申告書（写）
- ☐ 所得税・事業税・住民税・消費税の領収書（写）または納税証明書（直近1事業年度分）
- ☐ 最近の売上高（6か月分を1月ずつ書き出してきて下さい。）
- ☐ 金融機関からの借入金返済明細書
- ☐ 見積書（設備資金の場合）
- ☐ 不動産の全部事項証明書（登記簿謄本又は要約書）（※初回利用時のみ）

法人の方

- ☐ 直近2期分の決算書、確定申告書（写）（別表、勘定科目内訳書などすべてご用意ください。）
- ☐ 法人税・事業税・市県民税・消費税の領収書（写）または納税証明書（直近1事業年度分）
- ☐ 試算表（決算後6か月経過の場合）
- ☐ 金融機関等からの借入金返済明細書
- ☐ 見積書（設備資金の場合）
- ☐ 不動産の全部事項証明書（登記簿謄本又は要約書）（※初回利用時のみ）
- ☐ 商業登記事項証明書（登記簿謄本）（※初回利用時のみ、3か月以内発行のもの）

※借入金は事業用の借入のほか、住宅関連の借入金、

教育ローンの明細も含みます。

※不動産は法人名義、個人名義の両方、及び同居して

いる家族名義分の書類も必要です。

※必要に応じて土地、建物の登記事項証明書（登記簿

謄本）等をお願いすることがあります。



なお、現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方を対象に、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間の金利を0.9%引下げる「コロナ対策マル経」もご利用いただけます。

お申し込み、お問い合わせ

竹原商工会議所 中小企業振興課

〒725-0026 広島県竹原市中央五丁目6番28号 たけはら合同ビル3階

TEL 0846-22-2424 FAX 0846-22-2038 E-mail : info@takecci.net